



令和3年1月18日
十日町市豪雪災害対策本部

今冬の雪害および対応状況について

今冬の大雪による雪害状況および対応状況についてお知らせします。

記

- 1 被害状況
別紙：資料1「令和2年度 雪害の概要」
別紙：資料2「積雪深グラフ」
- 2 防災体制について
別紙：資料3「令和2年度 十日町市雪害予防計画に基づく災害対策要領等」
- 3 災害救助法適用について
別紙：資料4「要援護世帯の豪雪災害救助について」
- 4 国への要望等について
- 5 除排雪等への支援について
別紙：資料5「除排雪等への支援について」
①市の雪捨て場の開放 ②認定外道路除雪事業の補助率の嵩上げ

■お問合せ先

十日町市 総務部 防災安全課

担当：田村、庭野 ☎025-757-3197（内線 310.316）

十日町市市民福祉部福祉課

担当：池田 ☎025-757-3111（内線 141）

十日町市建設部建設課

担当：山田 ☎025-757-3117（内線 342）

令和2年度 雪害の概要

十日町市総務部防災安全課

令和3年1月15日

1 積雪の状況 (cm)

十日町市指定 観測所	十日町市下 水処理セン ター	川西ダム	上山児童 遊園地	松代支所	松之山支所
最大積雪深	279	302	284	320	343
積雪深 (1/15 現在)	186	225	218	240	272

2 被害状況

(1) 人的被害

区 分	今冬 (R2~R3)	昨冬 (R1~R2)	一昨年冬 (H30~H31)
死 亡	1人	-	2人
重 傷	7人	-	1人
軽 傷	14人	2人	5人
計	22人	2人	8人

(2) 建物被害

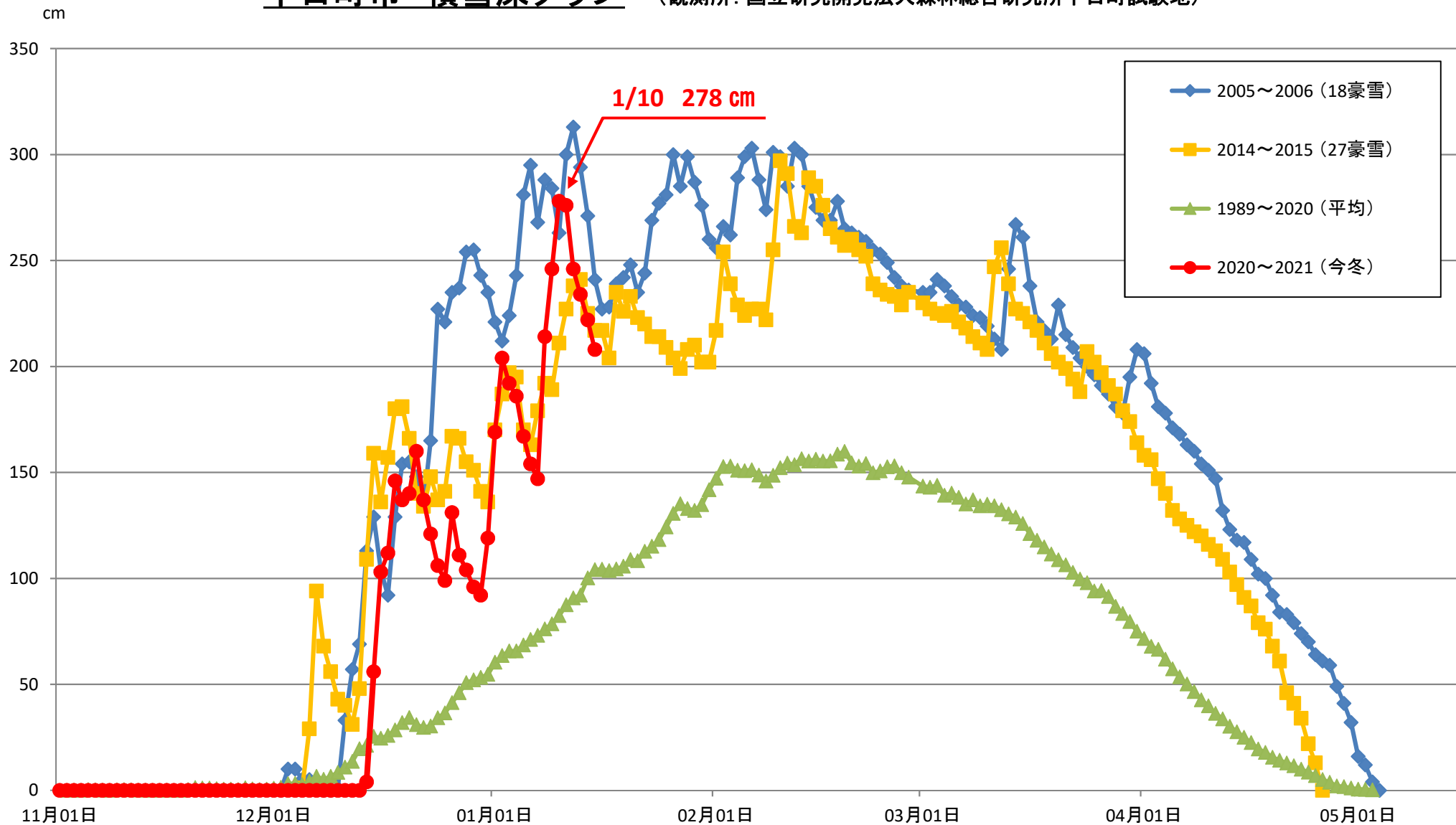
区 分		今冬 (R2~R3)	昨冬 (R1~R2)	一昨年冬 (H30~H31)
住 家	全 壊	-	-	-
	半 壊	-	-	-
	一部損壊	8棟	-	-
	床上浸水	2棟	-	-
	床下浸水	2棟	-	-
	計	12棟	-	-
非住 家	全 壊	4棟	-	-
	半 壊	-	-	-
	一部損壊	4棟	-	1棟
	床上浸水	-	-	-
	床下浸水	-	-	-
	計	8棟	-	1棟

※農業用施設（パイプハウス）25棟損壊。

道路被害は105件。（倒木53件、雪崩15件、水上がり17件、その他20件）

十日町市 積雪深グラフ

(観測所: 国立研究開発法人森林総合研究所十日町試験地)



令和2年度 十日町市雪害予防計画に基づく災害対策要領等

1 今冬の十日町市豪雪災害対策本部設置までの主な経過

令和2年

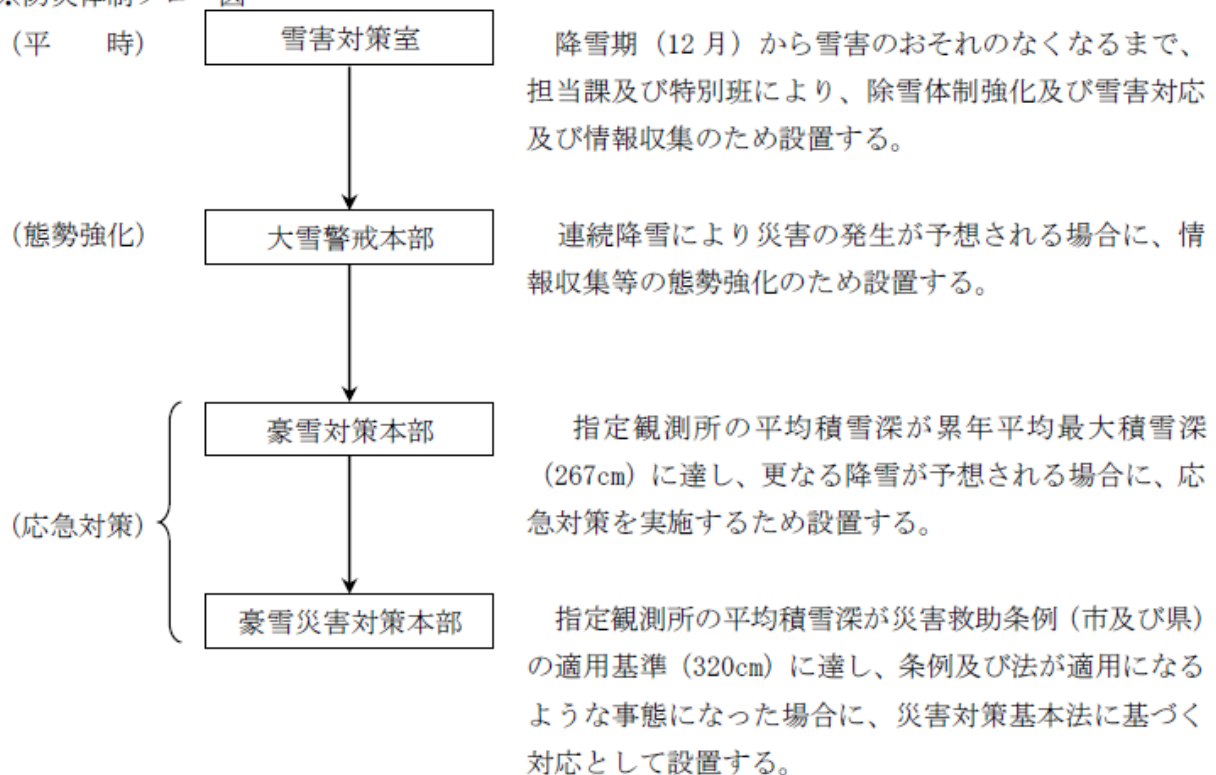
- 12月1日 十日町市雪害対策室設置
- 12月15日 防災安全課、雪に関する情報共有会議
- 12月18日 庁内、雪に関する情報共有会議

令和3年

- 1月2日 大雪警戒本部設置
 - ・連続降雪により災害の発生が予想され、情報収集等の態勢強化のため設置
- 1月9日 豪雪対策本部設置
 - ・指定観測所の平均積雪深が累年平均最大積雪深(267cm)に達し、更なる降雪が予想され、応急対策を実施するため設置
- 1月10日 豪雪災害対策本部設置
 - 災害救助法適用 11時00分：十日町市ほか4市(長岡、糸魚川、妙高、上越)、13時00分：柏崎市
- 1月11日 要援護者世帯の障害物除去に伴う民生委員会議
- 1月12日 十日町市：国へ要望書提出
- 1月14日 新潟県、新潟県市長会、新潟県町村会：小此木大臣へ要望書提出
- 1月15日 救助法適用期間延長(1月31日まで)

2 防災体制(十日町市雪害予防計画実施要領抜粋)

※防災体制フロー図



3 応急救助

(1) 災害救助法及び新潟県災害救助条例の適用

異常豪雪に際し、次に掲げる基準に達するときは、市長は災害救助法及び新潟県災害救助条例の適用について、県知事に協議するものとする。(十日町市災害救助条例が適用されていることが条件)

豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し、応急救助をする場合の運用基準

ア 災害救助法の適用基準

(ア) 市の指定観測所(十日町市下水処理センター、川西ダム、上山児童遊園地、松代支所、松之山支所)の平均積雪深が基準積雪深(267cm)の1.3倍(347cm)程度に達した場合

(イ) 積雪深は(ア)の状態に達しないが、市の指定観測所平均日降雪量の連続2日合計値が200cm以上、又は連続3日合計値が250cm以上程度の集中的な降雪により、一般住宅で連日又は隔日に屋根の雪おろしが必要であるような事態が生じた場合

(ウ) 積雪深、降雪量は(ア)、(イ)の状態に達しないが、長期にわたる交通の途絶により越冬用備蓄物資が欠乏するなど、日常生活の維持が困難となった集落が発生し、あるいはなだれによる住家倒壊のおそれがある等の場合

(エ) (ア)、(イ)又は(ウ)に定める事態のほか、社会的秩序の維持・保全のため緊急な公的介助が必要と認められる場合

イ 災害救助法による救助項目

降雪災害の様態に応じ「障害物の除去(屋根雪おろし)」を実施する。

ウ 災害救助法による救助対象者

救助項目のうち「障害物の除去」については、生活保護法による被保護世帯及び市民税が均等割額以下の要援護世帯等であって、自らの労力、資力(他人に委託できない低所得者)によってこれを行うことができない世帯及び扶養義務者の支援を受けられない世帯に限るものとする。

エ 新潟県災害救助条例(第6条・市の行う救助に対する費用負担)の適用基準

災害救助法が適用されない程度の豪雪に際し、市長が特に認めて市条例に基づき救助を実施した場合は、新潟県災害救助条例第4条の規定に基づく協議(以下「4条協議」という。)がなされた場合に限り、県は新潟県災害救助条例第6条を適用し、救助に要した費用の一部を負担する。

(4条協議に応じる場合は、次のとおり)

市の指定観測所の平均積雪深が概ね200cmを超え、基準積雪深の1.2倍(320cm)程度に達した場合

オ 市町村合併に伴う特例

市指定観測所の基準が、アの(ア)若しくは(イ)又はエの基準を満たさない場合でも、旧市町村の区域別の指定観測所が基準を満たしていれば、旧市町村の区域ごとに災害救助法及び新潟県災害救助条例を適用する。

カ 旧市町村の区域別の観測所基準積雪深並びに災害救助法及び災害救助条例基準積雪深

(単位：cm)

旧市町村区域別の指定観測所		5区域指定観測所基準積雪深(※1)		旧市町村区域別基準積雪深(※2)	旧市町村区域別		
		市・県条例	災害救助法		市・県条例基準(※3)	災害救助法基準	
旧十日町市	十日町市下水処理センター	267	320	347	217	271	282
旧川西町	川西ダム				249	311	323
旧中里村	上山児童遊園地				258	309	335
旧松代町	松代支所				273	327	354
旧松之山町	松之山支所				332	365	431

※1 5区域指定観測所基準積雪深とは、各年(昭和50年度～平成16年度)における各観測点の最大積雪深の合計を観測点数で除したもの(各年平均最大積雪深)を累年で平均したもの

※2 旧市町村区域別基準積雪深とは、各年(昭和50年度～平成16年度)における旧市町村区域内の観測点それぞれで最大積雪深の合計を累年で平均したもの(※新潟県設定)

※3 基準積雪深に対する倍率が次に定める程度に達した場合、市・県条例を適用する。

ア 基準積雪深が250cm未満の場合は1.25倍

イ 基準積雪深が250cm以上300cm未満の倍は1.2倍

ウ 基準積雪深が300cm以上の場合は1.1倍

要援護世帯の豪雪災害救助について

1月10日付けで災害救助法が適用され、要援護世帯の屋根雪、家周り、避難路の除雪を、市から委託を受けた業者、個人が実施しています。

対象世帯数、要救助世帯数は下記のとおりです。

1 世帯数（1/13時点であり、除雪の進捗状況等により変わります。）

	対象世帯	要救助世帯
十日町地域	2, 020世帯	868世帯
川西地域	364世帯	131世帯
中里地域	249世帯	133世帯
松代地域	389世帯	150世帯
松之山地域	293世帯	107世帯
合 計	3, 315世帯	1, 389世帯

2 過去の実績（平成29年度の川西地域のみ適用時を除く。）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成26年度
十日町地域	418世帯	774世帯	584世帯	449世帯
川西地域	115世帯	131世帯	91世帯	96世帯
中里地域	116世帯	137世帯	92世帯	84世帯
松代地域	181世帯	229世帯	152世帯	129世帯
松之山地域	154世帯	137世帯	114世帯	132世帯
合 計	984世帯	1, 408世帯	1, 033世帯	890世帯

3 添付資料

なし

■お問合せ先
十日町市福祉課
担当：池田 睦 ☎025-757-3111（内線141）

【資料】「除排雪等への支援について」

①市の雪捨て場の開放

1. 開放期間

令和3年1月12日（火）～ 令和3年1月31日（日）

※ 災害救助法の適用期間の延長に併せ、当初の開放期間1月19日を延長

2. 時間

午前9時から午後4時30分

3. 場所

<十日町地域> 「十日町橋」右岸側下流堤防沿い（高田町6丁目地先）

<川西地域> 「妻有大橋」左岸側下流（十日町市上新井地先）

<中里地域> 「宮中橋」左岸側下流（十日町市宮中地先）

<松代地域> 「青葉住宅団地」奥（十日町市青葉地先）

<松之山地域> 「松之山なめこ工場」向かい（十日町市松之山新山地先）

②認定外道路除雪事業の補助率嵩上げ

1. 認定外道路除雪事業の補助率嵩上げ

	【通常】		【嵩上げ後】	
山間地：	90%	→	<u>95%（5%増）</u>	※55路線
山間地以外：	70%	→	<u>80%（10%増）</u>	※187路線

2. 適用期間

令和2年11月1日 ～ 令和3年3月31日